

PRJ11100293526 号-2

日本原燃株式会社 殿

2021年2月26日

ロイド・レジスター・グ
インスペクションサービス

2020年度 第2回定期監査 報告書 (その2) 安全・品質本部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字沖付 4 108
監査名	2020年度 第2回定期監査
監査対象部門	(その2) 安全・品質本部
監査場所	Webexによる遠隔監査
監査実施日	2020年12月21日
担当監査員	(ロイド・レジスター・グループ・リミテッド)

2. 2020年度 第2回定期監査の視点

2.1 第三者による定期監査の経緯

ロイド・レジスター・グループ・リミテッド（以下、LRと記す）は、日本原燃(株)に対して、2004年度第1回定期監査以来、年2回の頻度で定期監査を実施してきた。

これまでの一連の監査では、「品質保証体制の確立に係る改善策（以下、「改善策」と記す）」の取り組み状況の確認を主体とし、その後の取り組みの進捗や日本原燃（株）の状況に合わせて注力する項目を監査対象として組み入れてきた。例えば、高レベル廃液漏えい対応として策定された『安全基盤強化に向けたアクションプラン』の履行状況や、保安検査の指摘に対する『保安活動の継続的改善活動』などがあげられるが、一貫して「決められたことが決められた通り行われているか」の適合性に視点を置いて監査を実施してきた。

その結果、影響の大きなトラブルに際して策定した是正処置が自ら決めた通り実施されていること、また、QMS等の仕組みが確立され、決めたと通りに実施されていることが確認された状況から、全体としてはQMSが各部署に浸透し、定着している健全な状態と見受けられる旨、ならびに「改善策」が風化・形骸化の兆候がない旨の評価を行った。

以上の状況を踏まえ、2020年度の定期監査に際しては、これまでの監査で注力した適合性に加え、有効性についても監査対象とすること、さらには一般産業界での実情を踏まえた業務の簡素化や効率化についても積極的に注力することとした。

2.2 2020年度 第2回定期監査の対応方針

2020年度第2回定期監査では、2020年4月1日に施行された「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」を反映した品質マネジメントシステム活動のうち、要求事項が変更となり、文書が数多く改正されたことから、この変更プロセスが適切に動いているかを文書管理（変更管理）の観点で確認すること、ならびに、安全性向上工事の本格化に伴い調達が増えていること、昨年社給品でトラブルを起こしていることから、調達プロセスが適切かを調達管理の観点で確認することを取り上げ、それぞれの適合性、有効性および効率性の観点から監査を行う。さらに、品質マネジメントシステムが有効に実施され、維持されているかの把握の状況について、内部監査の取組状況の監査を行う。

なお、文書変更あるいは調達実績のない部署に対しては、品質目標に記載された課題への取組状況を監査項目として取り上げることにした。

以上の対応方針をもとにした、2020年度 第2回定期監査の実施事項を表1に示す。

表1 2020年度 第2回定期監査の実施事項

監査実施項目
(1) QMS 活動の実施状況 ① 文書管理（変更管理） ② 調達管理 ③ 品質目標に記載された課題への取組状況 ④ 内部監査 (2) 前回までの監査結果のフォローアップ(第2回は実施項目なし)

なお、受審対象部門(各本部、各事業部、室)によっては、表1中の全ての項目を監査対象にする必要が無いことから、対象部門毎に実施する項目を表2に示す。

表2 対象部門に対する監査実施項目

対象部門	表1中の監査実施項目の番号				
	(1)				(2)
	①	②	③	④	
再処理事業部 技術本部	○	○	○	-	-
濃縮事業部	○	○	○	-	-
埋設事業部	○	○	○	-	-
安全・品質本部	○	○	○	-	-
監査室	○	-	-	○	-

注1)：監査実施項目の内、受審部署が関与していない項目は監査対象から除外した。

3. 監査の態様

監査は、文書監査と実地監査で構成するが、実地監査を主体に行った。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・基準などが適切に文書化されていることを確認するものである。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証するとともに、PDCA展開状況の評価を行うものである。

実地監査では「実態を把握する」ことが重要であり、受審部署によって事前に準備された状況を見るのでは意義が薄いものとなる。したがって、受審部署が実行の証を示すエビデンスの検索にある程度の時間を要するとしても、可能な限り抜き打ち性に注力した。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点で、Webexによるオンラインでの質疑応答を実施した。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておくことが必要である。今回の監査では下記を監査基準とした。

- ◆『原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程』、『役務に係る品質マネジメントシステム規程』、および下位の社内標準類
- ◆『原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（以下、品管規則と記す）』および『ISO 9001:2015(JIS Q 9001:2015)』（諸活動の底流として）

5. 監査結果の評定

監査結果については、監査項目ごとに所見を表示した。

なお、監査過程で気づいた事項は、以下の区分に基づいて評定した。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

6. 監査員

監査は2名1組（チームリーダーおよびメンバー）のチームで対応し、それぞれに監査部署の割付けを行い、内1名がオンラインでの遠隔監査時の司会進行役をつとめた。

ただし、全体的なとりまとめはチームリーダーが行った。

7. 監査結果

安全・品質本部に対する監査実施項目は、上記2項表1に示した通りであり、このたびの被監査部署は2部署であった。

監査結果を添付1に、今回の監査における提言事項を添付2、良好事例を添付3、そして、監査日程と出席者を添付4示す。

総合所見は下記の通りである。数少ない部署でのサンプリング方式による監査の限界により、ある特定の場面を観察したという一面を表したものだが、大綱的には実態をとらえていると考えられる。

7.1 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明だけではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めた。

時間の制約範囲において、2項の表1の内容を可能な限り監査した結果、「指摘事項」および「観察事項」は観察されなかった。なお、1件の「提言事項」提起したので、詳細については添付2に示した。

7.2 「良好事例」

日常活動の中で、PDCAを展開して、さらなる改善、あるいは、新たな仕組みの構築が進められている。こうした気運の中で、印象深く感じ、かつ、他部署に対しても参考となる1件の「良好事例」を添付3に示した。

7.3 監査実施項目に対する個別所見

(1) QMS 活動の実施状況

①文書管理（変更管理）

環境安全グループおよび放射線安全グループにおける使用施設保安管理要領または放射線安全グループ業務実施マニュアルの変更プロセスについては、両グループとも上位文書の改正を受けて新旧比較表がまとめられており、改正時に網羅すべき事項が明確に示されている。

また、上位文書の改正に伴う改正内容に加え、自発的な改正内容が織り込まれていることや、新旧比較表に対する関係者のレビューが行われているなど、実務者を含む関係者のコメントが反映される仕組みにしている。さらに改正点の自習による周知教育が行われている状況についても確認した。

以上の状況より、両グループの文書に対する変更管理は適切であると判断する。

②調達管理

本年4月から施行された全社的な調達管理要則では調達内容に応じて管理レベルがグレード分けされているが、環境安全グループのモニタリングステーションフッ素モニタおよび可搬型フッ素モニタ更新は同要則の施行前であることから管理レベルのグレードに関係なく、発注候補先に対する評価、購買仕様書による要求事項の明文化、ならびに工場試験成績書に基づく納品時の確認が行われている。

放射線安全グループにおける放射線影響に関する情報システムの運營業務委託は、■■■■との共同委託ではあるが、幹事会社から依頼された委託仕様書を含めた契約関係書類の確認を経て契約に移行している。また、半期ごとの検収時に委託完了通知書および業務報告書の内容を確認している。

以上の状況より、両グループにおける調達管理は適切であると判断する。

③品質目標

文書変更あるいは調達実績のない部署がなかったことから実施していない。

④内部監査

安全・品質本部は監査対象外。

(2) 前回までの監査結果(指摘事項など)のフォローアップ状況

安全・品質本部はフォローアップの対象がない。

8. 終わりに

安全・品質本部の2部署に対しては、7.3項の監査実施項目に対する個別所見で述べたとおり、文書管理における変更管理ならびに調達管理は適切であることから、改めて懸念される事象は観察されず、今後とも現状のやり方を継続することで適合性および有効性が確保されるものと判断する。特に文書の変更管理については、改正内容に対する関係者のレビューが行われるなど、一般産業界と比べてきめ細かな管理が実践されている印象を抱いた。

一方、業務の簡素化や効率性については、明らかに無駄と感じられる事象が観察されないことから、監査した範囲においては監査チームとして積極的に改善をうながす対象はない。

しかし、一度決めたことであっても、組織を取り巻くさまざまな状況の変化によって、それが無駄と感じたり過剰と感じるようになることがある。決めたことを簡素にするとか廃止するには明確な理由付けと相応の労力を必要とするものだが、業務の効率化は組織運営において欠かせない要素のひとつであることを念頭に置いて頂ければありがたい。

終わりに、すべての被監査部門の監査結果を踏まえた総合所見は、全体総括編(PRJ11100293526号-0)にまとめたので参照いただきたい。

以上

2020 年度 第 2 回定期監査結果

(安全・品質本部)

被監査組織ごとの監査結果を記載した。サブタイトルに付した()内の番号は、本文 2.2 項の表 1 の番号に対応している。

2020年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	安全・品質本部 環境管理センター 環境安全グループ	
監査実施日	2020年12月21日	監査員: XXXXXXXXXX
(1) QMS 活動の実施状況 ①文書管理（変更管理） ◆使用施設保安管理要領（資料①）の変更プロセスとして、上位文書の原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則の改正を受けて新旧比較表（資料②）がまとめられており、改正時に網羅すべき事項が明確に示されている。 ◆上位文書の改正に伴う上記管理要領の改正の一例として、保安施設等の保安に関する職務を遂行する職位が講ずるべき品質管理に係る措置に関して、必須事項として反映すべき改正内容に加え、自発的に原子力安全が損なわれないようにすることの補足事項が付記されていることを確認した。 なお、 提言事項1 を参照されたい。 ◆使用施設保安管理に係る法改正の要求事項とその対応方針（資料③）については当グループが主催の他事業部とのワーキンググループにおいて明らかにしており、他事業部との連携のもとで関連文書の改正が行われている。 ◆細則が改正される場合は、現場の意見を反映するようにしている旨を聴取した。 ◆上記以外に文書を自発的に改正する仕組みとして、CR登録（資料④）によって改正内容が提起されていることを確認した。 ②調達管理 ◆本年4月から施行された全社的な調達管理要則（資料⑤）では調達内容に応じて管理レベルがグレード分けされているが、サンプリングしたモニタリングステーションフッ素モニタおよび可搬型フッ素モニタ更新は同要則の施行前であることから管理レベルのグレード分けの対象ではない。 ◆上記調達案件の発注候補先 XXXXXXXXXX に対する技術的能力や品質保証体制などに係る評価（資料⑥）が行われている。 ◆発注に際しては購買仕様書（資料⑦）によって要求事項が明文化されている。 ◆発注品が納入された際、発注先から提出された工場試験成績書（資料⑧）に基づき要求仕様に適合していることが確認されている。 ③品質目標 文書変更および調達実績ともに該当があったことから実施していない。 ④内部監査 監査対象外。		(参照文書・記録など) <div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>
(2) 前回までの監査結果のフォローアップの状況 フォローアップの対象がない。		
(第三者監査所見) 文書の変更管理については、上位文書の改正内容が当該の下位文書に適切に反映されていることが新旧比較表や改正文書により明らかであり、改正内容については関係者によって認識されていることから適切に実践されているものと判断する。また、調達管理については発注候補先の評価、文書化された購買仕様の明確化、ならびに工場試験成績書に基づく受入時の確認などが適切に行われているものと判断する。		

2020年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	安全・品質本部 放射線安全部 放射線安全グループ		
監査実施日	2020年12月21日		監査員 ： XXXXXXXXXX
<p>(1) QMS 活動の実施状況</p> <p>①文書管理（変更管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆業務実施マニュアル（資料①）は、情報管理規程（資料②）の制定および関連文書（資料③）の廃止に伴い改正され、規程に定められた内容が反映されていることが、新旧比較表により確認できる。 ◆マニュアル改正前にマニュアルを利用するグループ員に対しメール（資料④）にてレビューを依頼し、実務に関するコメントを反映したうえで適切に改正されている。 ◆改正前には安全・品質本部にて定めている文書管理要領（資料⑤）に従い、改正文書をレビュー（資料⑥）している。 ◆改正されたマニュアルは、グループ員へ回覧され、自習教育（資料⑦）が行われている。 <p>②調達管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆放射線影響に関する情報システムの運營業務委託（資料⑧）は、XXXXXXXXXXとの共同委託ではあるが、幹事会社から依頼された委託仕様書（資料⑨）を含めた契約関係書類（資料⑩）の確認を経て契約に移行している。また、半期ごとの検収時に委託完了通知書（資料⑪）および業務報告書（資料⑫）の内容を確認していることから、調達管理は適切である。 <p>③品質目標</p> <p>文書変更および調達実績ともに該当があったことから実施していない。</p> <p>④内部監査</p> <p>監査対象外。</p> <p>(2) 前回までの監査結果のフォローアップの状況</p> <p>フォローアップの対象がない。</p>		<p>(参照文書・記録など)</p> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 400px;"></div>	
<p>(第三者監査所見)</p> <p>文書改正時には、関係図書の改正による反映だけでなく、グループ員のコメントも取り入れていることから、変更管理は適切である評価できる。また、調達管理においては、電力各社との共同の業務委託ではあるが、仕様書および業務報告書の確認を放射線安全グループの責任の下で実施していることから適切に管理されていると判断できる。</p>			

監査における 提言事項

定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。

<提言事項>

1	自発的事項の発案者の明確化
---	---------------

関連部門	環境管理センター 環境安全グループ
------	-------------------

上位文書の改正に伴って下位文書の改正内容をまとめる際に、必須事項に加えて自発的な事項を織り込む際には、当該事項の発案者を容易に特定できるようにすること。それによって、発案内容に対する責任の所在が明らかになり、さらには実務者が当該文書の改正に係わっていることが明確になる。

監査における 良好事例

自律的改善が行われている状況を監査チームは監査過程の随所で観察した。その中でも、特に印象深く、他部署にとっても参考となる内容を「良好事例」として記載した。

1	文書改正時の自発的な実施事項の織り込み
---	---------------------

関連部門	環境管理センター 環境安全グループ
------	-------------------

使用施設保安管理要領の改正時に、保安施設等の保安に関する職務を遂行する職位が講ずるべき品質管理に係る措置を明記することにとどまらず、必須事項として反映すべき改正内容に加え、原子力安全が損なわれないようにすることの補足事項を付記している。これは自発的な行動であるばかりではなく、品管規則の要求事項に対処したエビデンスととらえることができるものである。

添付 4

2020年度第2回定期監査 (安全・品質本部)								
月	日	曜日	時刻		時間	室部所	出席者 (被監査側対応者)	実施場所
			自	至				
12	21	月	9:23	9:45	0:22	被監査部署		事務本館 環境管理センター 各所 /web会議
12	21	月	10:10	11:15	1:05	品質監査G		環境管理センター 居室 /web会議
12	21	月	13:00	14:10	1:10	放射線安全G		事務本館 206会議室 /web会議
12	21	月	16:35	17:00	0:25	被監査部署		事務本館 206会議室 環境管理センター 等 /web会議